



国会用資料（実問）

内 容 平元・6・20（火）参・内閣委 飯田忠雄君（公）対・第二部長

問2 天皇の国民統合の象徴たる地位は、憲法第2条の「世襲のものであつて・・・皇室典範の定めるところにより・・・継承する」の規定からして、皇室の伝統及びこれに含まれる伝統的精神にその根源があると解されるから、大嘗祭を内容とする即位の礼は、憲法第20条第3項の「宗教的活動」には該当しようがないのではないか。

答

- 1 大嘗祭の意義等については、宮内庁において研究中と承知しており、また、大嘗祭が「即位の礼」に含まれるかどうかについても、前述の内閣に設けられた委員会において慎重に検討されるべきものと考える。
- 2 大嘗祭が憲法第20条第3項にいう「宗教的活動」に当たるかどうかは大嘗祭の意義、方式等を中心として、津地鎮祭に関する最高裁判所の判例の趣旨に照らして、慎重に判断すべき問題と考える。

分類 作成日:96/08/12

大分類	中分類	小分類
憲法 国民の権利及び義務	20条	その他

問番号：02 飯田問2

件 名： 天皇の国民統合の象徴たる地位は、憲法第2条の「世襲のものであつて・・・皇室典範の定めるところにより・・・継承する」の規定からして、皇室の伝統及びこれに含まれる伝統的精神にその根源があると解されるから、大嘗祭を内容とする即位の礼は、憲法第20条第3項の「宗教的活動」には該当しようがないのではないか。

答弁：平成1年6月20日（第114回国会）
院：参議院 内閣委員会 答弁有り

質問者：飯田忠雄 党派：公明

答弁者：大森政輔 内閣法制局第二部長

答弁作成者：内閣法制局第二部

備考：

国会答弁抄録先：

国會議事録抄録先：4号21頁



国会用資料（実問）

内 容 平元・6・20（火）参・内閣委 飯田忠雄君（公）対・第二部長

問3 大嘗祭は、天皇が国民統合の象徴たる地位に就いたことを祝う（国家的な）式、つまり（国家的な）披露宴であって、憲法第7条第10号の「儀式」に他ならないものではないか。

答

大嘗祭の意義等は、宮内庁において研究中と承知しており、大嘗祭が「即位の礼」に含まれるかどうかは、1において述べたような観点から前述の委員会において慎重に検討されるべきものと考える。

分類 作成日:96/08/12

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	7条	その他

問番号：03 飯田問3

件 名： 大嘗祭は、天皇が国民統合の象徴たる地位に就いたことを祝う（国家的な）式、つまり（国家的な）披露宴であって、憲法第7条第10号の「儀式」に他ならないものではないか。

答 弁：平成1年6月20日（第114回国会）
院：参議院 内閣委員会 答弁有り

質問者：飯田忠雄 党派：公明

答弁者：大森政輔 内閣法制局第二部長

答弁作成者：内閣法制局第二部

備 考：

国会答弁抄採録先：

国會議事録採録先：4号21頁



国会用資料（実問）

内 容 平元・6・20（火）参・内閣委 飯田忠雄君（公）対・第二部長

問4 憲法第7条第10号の儀式は、憲法第20条第3項の「宗教的活動」に当たる筈がなく、かつ、その儀式に国費を支出しても、憲法第89条又は第20条第1項に違反しないのではないか。

答

前述のように、大嘗祭の在り方については、然るべき時期に内閣に設置される委員会で慎重に検討されるべきものと考える。

分類 作成日:96/08/13

大分類	中分類	小分類
憲法 国民の権利及び義務	20条	その他

問番号: 04 飯田問4

件 名: 憲法第7条第10号の儀式は、憲法第20条第3項の「宗教的活動」に当たる筈がなく、かつ、その儀式に国費を支出しても、憲法第89条又は第20条第1項に違反しないのではないか。

答弁: 平成1年6月20日 (第114回国会)
院: 参議院 内閣委員会 答弁有り

質問者: 飯田忠雄 党派: 公明

答弁者: 大森政輔 内閣法制局第二部長

答弁作成者: 内閣法制局第二部

備 考:

国会答弁抄録先:

国會議事録抄録先: 4号24頁



国会用資料（実問）

内 容 平元・10・25（水）衆・法務委 滝沢幸助君（民）対・第一部長

問2 その反省の上に立ち、政府は、即位の礼と大嘗祭をともに国事行為として行うべきものと考えるがどうか。

答

「即位の礼」の儀式の在り方等については、大嘗祭を含め、現在、「即位の礼準備委員会」において慎重に検討中であり、その検討の結果を待つこととしたい。

分類 作成日:96/08/13

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	7条	その他

問番号：02 滝沢問2

件 名： その反省の上に立ち、政府は、即位の礼と大嘗祭をともに国事行為として行うべきものと考えるがどうか。

答弁：平成1年10月25日（第116回国会）
院：衆議院 法務委員会 答弁有り

質問者：滝沢幸助 党派：民社

答弁者：大森政輔 内閣法制局第一部長

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄録先：

国會議事録抄録先：1号23頁



国会用資料（実問）

内 容 平元・10・25（水）衆・法務委 滝沢幸助君（民）対・第一部長

問4 自衛隊の合憲性に関する憲法第9条についての政府の解釈は、極めて柔軟であり、このような考え方をすれば、即位の礼に大嘗祭が含まれると解することは、十分可能ではないか。

（明治憲法をはじめ、新憲法も一度も改正されていないが、西ドイツの憲法は33回改正されたと聞く。我が国においては、弾力的解釈が容認されなければならない。）

答

ただいま答弁したとおり、大嘗祭が皇室典範第24条にいう「即位の礼」に含まれるかどうかの点については、現在、「即位の礼準備委員会」において慎重に検討中であり、その検討の結果を待つこととしたい。

分類 作成日:96/08/13

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	皇室典範・皇室経済法	

問番号：04 滝沢問4

件 名：自衛隊の合憲性に関する憲法第9条についての政府の解釈は、極めて柔軟であり、このような考え方をすれば、即位の礼に大嘗祭が含まれると解することは、十分可能ではないか。

答 弁：平成1年10月25日（第116回国会）
院：衆議院 法務委員会 答弁有り

質問者：滝沢幸助 党派：民社

答弁者：大森政輔 内閣法制局第一部長

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄録先：

国會議事録抄録先：1号24頁



国会用資料（実問）

内 容 平元・10・25（水）衆・法務委 滝沢幸助君（民）対・第一部長

問5 真田元法制局長官の大嘗祭に関する昭和54年の答弁についても、現在では別の解釈があつてしかるべきと思うがどうか。

答

御指摘の真田元法制局長官の答弁は「大嘗祭につきましては、これはもう少しせんざくしてみなければわかりませんが」という留保が付いたものであり、大嘗祭の意義、目的等については、更に検討を必要とすると考えており、現在、「即位の礼準備委員会」においてこの点についても慎重に検討中であり、その検討の結果を待つこととしたい。

分類 作成日:96/08/13

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	皇室典範・皇室經濟法	

問番号:06 滝沢問5

件 名: 真田元法制局長官の大嘗祭に関する昭和54年の答弁についても、現在では別の解釈があつてしかるべきと思うがどうか。

答 弁: 平成1年10月25日 (第116回国会)
院 : 衆議院 法務委員会 答弁有り

質問者: 滝沢幸助 党派: 民社

答弁者: 大森政輔 内閣法制局第一部長

答弁作成者: 内閣法制局第一部

備 考:

国会答弁抄採録先:

国會議事録採録先: 1号24頁



国会用資料（実問）

内 容 平元・11・10（金）衆・法務委 滝沢幸助君（民）対・第一部長

問 即位の礼、大嘗祭を国の行事として行うのか。皇室の行事として行うのか。その根拠は何か。

また、憲法の政教分離との関係をどう考えているか。

答

1 「即位の礼」の儀式の在り方等については、大嘗祭を含め、「即位の礼準備委員会」において慎重に検討しているところであり、お尋ねに対しいまだ具体的なお答えをできる段階に至っていない。

2 皇室典範第24条は、「皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う。」と規定するが、これは、天皇の即位に伴い、国事行為たる儀式として「即位の礼」を行うことを予定したものと解される。この「即位の礼」にいかなる儀式が含まれるかについては、現在「即位の礼準備委員会」において慎重に検討中である。

3 いずれにしても、「即位の礼」の儀式は、憲法の趣旨に沿い、かつ皇室の伝統等を尊重したものとなると考えるが、憲法の政教分離との関係については、津地鎮祭に関する最高裁大法廷判決（昭52・7・13）の趣旨に照らして慎重に判断することになると考える。

分類 作成日:96/08/13

大分類	中分類	小分類
憲法 国民の権利及び義務	20条	その他

問番号:01 滝沢問

件 名: 即位の礼、大嘗祭を国の行事として行うのか。皇室の行事として行うのか。その根拠は何か。また、憲法の政教分離との関係をどう考えているか。

答弁: 平成1年11月10日（第116回国会）
院: 衆議院 法務委員会 答弁無し

質問者: 滝沢幸助 党派: 民社

答弁者: 大森政輔 内閣法制局第一部長

答弁作成者: 内閣法制局第一部

備 考:

国会答弁抄録先:

国會議事録抄録先:



国会用資料（実問）

内 容 平元・11・16（木）参・内閣委 永野茂門君（自）対・第一部長

問 大嘗祭を中心とする一連の儀式は、仮に宗教的色彩を伴うものがあったとしても、それが直ちに一般国民に対する教化や宣伝という目的または効果となるとは考えられず、憲法第20条にいう「宗教的活動」にはならないと考えられるが、政府の見解如何。

答

- 1 「即位の礼」の儀式の在り方等については、大嘗祭を含め、「即位の礼準備委員会」で慎重に検討しているところである。
- 2 大嘗祭が皇室典範第24条にいう「即位の礼」に含まれるかどうかの点は、委員御指摘のよう、憲法の政教分離の原則との関係が問題であり、この点は、大嘗祭の方式、意義等を検討のうえ、津地鎮祭に関する最高裁大法廷判決の趣旨に照らして慎重に判断すべき問題であると考える。

分類 作成日:96/08/13

大分類	中分類	小分類
憲法 国民の権利及び義務	20条	その他

問番号: 02 永野問

件 名: 大嘗祭を中心とする一連の儀式は、仮に宗教的色彩を伴うものがあったとしても、それが直ちに一般国民に対する教化や宣伝という目的または効果となるとは考えられず、憲法第20条にいう「宗教的活動」にはならないと考えられるが、政府の見解如何。

答 弁: 平成 1年11月16日 (第116回国会)
院 : 参議院 内閣委員会 答弁有り

質問者: 永野茂門 党派: 自

答弁者: 大森政輔 内閣法制局第一部長

答弁作成者: 内閣法制局第一部

備 考:

国会答弁抄録先:

国會議事録採録先: 1号 20頁



国会用資料（実問）

内 容 平元・11・16（木）参・内閣委 角田義一君（社）対・法制局長官

問1 大嘗祭については、現在の憲法上・法令上の明文の規定がないと思うがどうか。特に、皇室典範の改正の祭に大嘗祭に関する規定が削除された理由を問う。

答

1 現行の憲法及びその他の法令上に大嘗祭に関する規定がないことは御指摘のとおりである。

2 旧皇室典範（明治22年2月11日制定）第2章は、「践祚即位」とし、第10条は、「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ践祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」と規定し、第11条は、「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」と規定し、これを受けて、旧登極令は、践祚ノ式、即位ノ礼及び大嘗祭に関し、詳細な定めをしていたが、

現行の皇室典範第24条は、「皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う。」と規定するだけである。

3 現行の皇室典範第24条は、天皇の即位に伴い、国事行為たる儀式として「即位の礼」を行うことを予定したものと解されるところ、大嘗祭には、宗教的な面があるとして、これに関する規定を設げず、将来の慎重な検討にゆだねることとしたものと考える。

分類 作成日:96/08/13

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	皇室典範・皇室経済法	

問番号：03 角田問1

件 名： 大嘗祭については、現在の憲法上・法令上の明文の規定がないと思うがどうか。特に、皇室典範の改正の祭に大嘗祭に関する規定が削除された理由を問う。

答 弁：平成1年11月16日（第116回国会）
院：参議院 内閣委員会 答弁有り

質問者：角田義一 党派：社

答弁者：工藤敦夫 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄録先：

国会議事録抄録先：1号11頁



国会用資料（実問）

内 容 平元・11・16（木）参・内閣委 角田義一君（社）対・法制局長官

問2 大嘗祭は、皇室の公的行事として行われるとの報道があるが、皇室の公的行事とは何か。特に、「公的」の意味について問う。

答

「皇室の公的行事」ということについては、法令上の用語でもなく、明確な定義があるわけではないが、一般に、皇室が行う行事のうち、公的な性格ないし公的な色彩があると認められるものを指していると考える。

ここにいう「公的」とは、行事の趣旨・目的・性格等からして、国としてその行事を行うことについて関心を持ち、人的又は物的側面から、その援助をするのが相当と認められる側面があることをいうと考える。

分類 作成日:96/08/13

大分類	中分類	小分類
法令一般		

問番号：04 角田問2

件 名： 大嘗祭は、皇室の公的行事として行われるとの報道があるが、皇室の公的行事とは何か。特に、「公的」の意味について問う。

答 弁：平成11年11月16日（第116回国会）
院：参議院 内閣委員会 答弁有り

質問者：角田義一 党派：社

答弁者：工藤敦夫 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄採録先：

国會議事録採録先：1号12頁



国会用資料（実問）

内 容 平2・4・17（火）衆・内閣委 光武顕君（自）対・第一部長

問 大嘗祭の費用を宮廷費から支出しても憲法上問題はないか。

答

1 宮廷費は、天皇及び皇族の公的行為に伴い必要な費用はもちろん、公的行為に当たるるまでは言えないが、その行為の性格からして、公的性格又は公的色彩があると認められる行為に伴い必要な費用も含むものと解される。

2 大嘗祭は、皇位の繼承があったときは必ず挙行されるところの一世に一度の儀式として古来から行われてきた極めて重要な儀式であって、皇位の世襲制と結びついた、即位に伴う儀式の一環をなすものとして皇室に伝承されてきたものであるから、いわば皇位とともに伝わるべき由緒ある儀式とも言えるのであり、皇位の世襲制をとる日本国憲法の下においては、その儀式の挙行について国としても関心を持ち、人的及び物的側面からその挙行を可能にする手立てを講ずることは当然と考えられるところであり、その意味において、大嘗祭は、公的性格があると言える。

3 大嘗祭は、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができないが、大嘗祭は、あくまでも皇室の行事として行われるものであり、しかも、その挙行のために必要な費用は、大嘗祭の公的性格という面に着目して、宮廷費から支出するものであるから、国がそのような財政的な面でかかわりを持つても、その支出の目的が宗教的意義を持たず、また、特定宗教への助長、援助等の効果を有する行為を行うことになるとは到底言えない。

したがって、国が大嘗祭のための費用を支出しても、憲法第20条又は第89条のいずれにも抵触するものではない。

分類 作成日:96/08/14

大分類	中分類	小分類
憲法 国民の権利及び義務	20条	その他

問番号: 02 光武問

件 名: 大嘗祭の費用を宮廷費から支出しても憲法上問題はないか。

答 弁: 平成2年4月17日 (第118回国会)
院: 衆議院 内閣委員会 答弁有り

質問者: 光武顕 党派: 自

答弁者: 大森政輔 内閣法制局第一部長

答弁作成者: 内閣法制局第一部

備 考:

国会答弁抄録先:

国会議事録抄録先: 3号4頁



国会用資料（実問）

内 容 平2・4・17（火）衆・内閣委 三浦久君（共）対・法制局長官

問1 政府は、大嘗祭について「宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定できず」としているが、なぜ「宗教上の儀式である」としなかったのか。

答

大嘗祭を国事行為として行うためには、その挙行が憲法に違反しないと断定できる場合でなければならず、憲法に違反する疑いが残る限り、国事行為としてこれを行なうことはできないから、大嘗祭を国事行為として行わないことの理由としては、「宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定できず」と説明すれば足りると考える。

分類 作成日:96/08/14

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	7条	その他

問番号：09 三浦問1

件 名： 政府は、大嘗祭について「宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定できず」としているが、なぜ「宗教上の儀式である」としなかったのか。

答弁：平成2年4月17日（第118回国会）
院：衆議院 内閣委員会 答弁有り

質問者：三浦久

党派：共

答弁者：工藤敦夫 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄録先：

国會議事録抄録先：3号21頁



国会用資料（実問）

内 容 平2・4・17（火）衆・内閣委 三浦久君（共）対・法制局長官

問2 大嘗祭の挙行に必要な経費を宮廷費から支出するのは、憲法第20条第3項及び第89条に違反することは、明らかではないか。

答

大嘗祭は、皇位の繼承があったときは必ず挙行されるところの一世に一度の儀式として古来から行われてきた極めて重要な儀式であって、皇位の世襲制と結びついた、即位に伴う儀式の一環をなすものとして皇室に伝承されてきたものであるから、いわば皇位とともに伝わるべき由緒ある儀式といえるものであり、皇位の世襲制をとる日本国憲法の下においては、その儀式の挙行について国としても関心を持ち、人的及び物的側面からその挙行を可能にする手立てを講ずることは当然と考えられるところであり、その意味において、大嘗祭は、公的的性格があると言える。

大嘗祭が宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは、否定し得ないが、大嘗祭は、皇室の行事として行われるものであるから、国の機関の行為ではなく、その挙行のために必要な費用は、大嘗祭の公的性の面に着目して、宮廷費（一部は宮内庁費）から支出するものであるから、その支出の目的が宗教的意義を持たず、また特定宗教への助長、介入等の効果を有する行為を行うことになるとは到底言えない。したがつて、国がこのような財政的な面でかかわり合いを持ち、大嘗祭のための費用を公金から支出することは、津地鎮祭についての最高裁判決に照らしても国が憲法第20条第3項の禁止する「宗教的活動」をすることにはならないし、また、このような公金の支出は、憲法第89条が禁止する「宗教上の組織若しくは団体」に対するものといえないから、憲法第89条に違反するものでもない。

分類 作成日:96/08/14

大分類	中分類	小分類
憲法 国民の権利及び義務	20条	その他

問番号：10 三浦問2

件 名： 大嘗祭の挙行に必要な経費を宮廷費から支出するのは、憲法第20条第3項及び第89条に違反することは、明らかではないか。

答弁：平成2年4月17日（第118回国会）
院：衆議院 内閣委員会 答弁有り

質問者：三浦久

党派：共

答弁者：工藤敦夫 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備考：

国会答弁抄録先：

国會議事録抄録先：3号20頁



国会用資料（実問）

内 容 平2・4・17（火）衆・内閣委 和田一仁君（民）対・法制局長官

問3 大嘗祭に必要な費用を宮廷費から支出しても、憲法第20条及び第89条に違反しないと考えてもよいか。

答

1 宮廷費は、天皇及び皇族の公的行為に伴い必要な費用はもちろん、公的行為に当たるとまでは言えないが、その行為の性格からして、公的性格又は公的色彩があると認められる行為に伴い必要な費用も含むものと解される。

2 大嘗祭は、皇位の継承があったときは必ず挙行されるところの一世に一度の儀式として古来から行われてきた極めて重要な儀式であって、皇位の世襲制と結びついた、即位に伴う儀式の一環をなすものとして皇室に伝承されてきたものであるから、いわば皇位とともに伝わるべき由緒ある儀式とも言えるのであり、皇位の世襲制をとる日本国憲法の下においては、その儀式の挙行について国としても関心を持ち、人的及び物的側面からその挙行を可能にする手立てを講ずることは当然と考えられるところであり、その意味において、大嘗祭は、公的性格があると言える。

3 大嘗祭は、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができないが、大嘗祭は、あくまでも皇室の行事として行われるものであり、しかも、その挙行のために必要な費用は、大嘗祭の公的性格という面に着目して、宮廷費から支出するものであるから、国がそのような財政的な面でかかわりを持つても、その支出の目的が宗教的意義を持たず、また、特定宗教への助長、援助等の効果を有する行為を行うことになるとは到底言えない。

したがって、国が大嘗祭のための費用を支出しても、憲法第20条又は第89条のいずれにも抵触するものではない。

分類

作成日:96/08/14

大分類	中分類	小分類
憲法 国民の権利及び義務	20条	その他

問番号：13 和田問3

件 名： 大嘗祭に必要な費用を宮廷費から支出しても、憲法第20条及び第89条に違反しないと考えてもよいか。

答 弁：平成2年4月17日（第118回国会）
院：衆議院 内閣委員会 答弁無し

質問者：和田一仁 党派：民社

答弁者：工藤敦夫 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄録先：

国会議事録抄録先：



国会用資料（実問）

内 容 平2・4・17（火）衆・内閣委 和田一仁君（民）対・法制局長官

問4 大嘗祭に総理が公人の資格で参列しても憲法上問題ないと考えるがどうか。

答

大嘗祭が、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定できないが、大嘗祭は、即位に伴って行われる伝統的皇位繼承儀式であり、内閣総理大臣は、日本国の象徴であり、かつ、日本国民統合の象徴である天皇陛下に礼を尽くすという意味でこの儀式に参列するものであり、社会通念上儀礼的行為の範囲にとどまるものであるから憲法上問題ない。

分類 作成日:96/08/14

大分類	中分類	小分類
憲法 憲法雑		

問番号：14 和田問4

件 名： 大嘗祭に総理が公人の資格で参列しても憲法上問題ないと考えるがどうか。

答弁：平成2年4月17日（第118回国会）
院：衆議院 内閣委員会 答弁無し

質問者：和田一仁 党派：民社

答弁者：工藤敦夫 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄採録先：

国會議事録採録先：



国会用資料（実問）

内 容 平2・4・17（火）衆・内閣委 山口那津男君（公）対・法制局長官

問3 大嘗祭の挙行に必要な費用を宮廷費から支出することは、憲法第20条第3項及び第89条に違反しないのか。津地鎮祭に関する最高裁大法廷判決との関係に即して説明されたい。

答

大嘗祭は、皇位の繼承があったときは必ず挙行されるところの一世に一度の儀式として古来から行われてきた極めて重要な儀式であつて、皇位の世襲制と結びついた、即位に伴う儀式の一環をなすものとして皇室に伝承されてきたものであるから、いわば皇位とともに伝わるべき由緒ある儀式といえるものであり、皇位の世襲制をとる日本国憲法の下においては、その儀式の挙行について国としても関心を持ち、人的及び物的側面からその挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられるところであり、その意味において、大嘗祭は、公的性格があると言える。

大嘗祭が宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは、否定し得ないが、大嘗祭は、皇室の行事として行われるものであるから、国の機関の行為ではなく、その挙行のために必要な費用は、大嘗祭の公的性格の面に着目して、宮廷費（一部は宮内庁費）から支出するものであるから、その支出の目的が宗教的意義を持たず、また特定宗教への助長、介入等の効果を有する行為を行うことになるとは到底言えない。したがつて、国がこのような財政的な面でかかわり合いを持ち、大嘗祭のための費用を公金から支出することは、津地鎮祭についての最高裁判決に照らしても国が憲法第20条第3項の禁止する「宗教的活動」をすることにはならないし、また、このような公金の支出は、憲法第89条が禁止する「宗教上の組織若しくは団体」に対するものといえないから、憲法第89条に違反するものでもない。

分類 作成日:96/08/14

大分類	中分類	小分類
憲法 国民の権利及び義務	20条	その他

問番号：07 山口問3

件 名： 大嘗祭の挙行に必要な費用を宮廷費から支出することは、憲法第20条第3項及び第89条に違反しないのか。津地鎮祭に関する最高裁大法廷判決との関係に即して説明されたい。

答弁：平成2年4月17日（第118回国会）
院：衆議院 内閣委員会 答弁有り

質問者：山口那津男 党派：公明

答弁者：工藤敦夫 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備考：

国会答弁抄録先：

国會議事録抄録先：3号18頁



国会用資料（実問）

内 容 平2・4・26（木）参・内閣委 中川嘉美（公）対・第一部長

問 政府見解によると、「大嘗祭は、宗教上の儀式としての性格を有すると見られるることはこれを否定することはできない」としているが、大嘗祭の挙行に必要な費用を国費から支出することは政教分離の原則に反しないか。

答

1 宮廷費は、天皇及び皇族の公的行為に伴い必要な費用はもちろん、公的行為に当たるとまでは言えないが、その行為の性格からして、公的性格又は公的色彩があると認められる行為に伴い必要な費用も含むものと解される。

2 大嘗祭は、皇位の繼承があったときは必ず挙行されるところの一世に一度の儀式として古来から行われてきた極めて重要な儀式であって、皇位の世襲制と結びついた、即位に伴う儀式の一環をなすものとして皇室に伝承されてきたものであるから、いわば皇位とともに伝わるべき由緒ある儀式とも言えるのであり、皇位の世襲制をとる日本国憲法の下においては、その儀式の挙行について国としても関心を持ち、人的及び物的側面からその挙行を可能にする手立てを講ずることは当然と考えられるところであり、その意味において、大嘗祭は、公的性格があると言える。

3 大嘗祭は、宗教上の儀式としての性格を有すると見られるることは否定することができないが、大嘗祭は、あくまでも皇室の行事として行われるものであり、しかも、その挙行のために必要な費用は、大嘗祭の公的性格という面に着目して、宮廷費から支出するものであるから、国がそのような財政的な面でかかわりを持つても、その支出の目的が宗教的意義を持たず、また、特定宗教への助長、援助等の効果を有する行為を行うことになるとは到底言えない。

したがって、国が大嘗祭のための費用を支出しても、憲法第20条又は第89条のいずれにも抵触するものではない。

分類 作成日:96/08/14

大分類	中分類	小分類
憲法 国民の権利及び義務	20条	その他

問番号：03 中川問

件 名： 政府見解によると、「大嘗祭は、宗教上の儀式としての性格を有すると見られるることはこれを否定することはできない」としているが、大嘗祭の挙行に必要な費用を国費から支出することは政教分離の原則に反しないか。

答弁：平成2年4月26日（第118回国会）
院：参議院 内閣委員会 答弁有り

質問者：中川嘉美 党派：公明

答弁者：大森政輔 内閣法制局第一部長

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄録先：

国會議事録抄録先：2号24頁



国会用資料（実問）

内容 平2・5・24（木）参・内閣委 三石久江君（社）対・法制局長官

問1 大嘗祭が宗教上の儀式としての性格を有するならば、国費を使うことはできないのではないか。

答

1 憲法の政教分離の規定の解釈について判示した、津地鎮祭についての最高裁判所大法廷判決（昭和52年7月13日）によれば、憲法第20条第3項によって禁止される「宗教的活動」とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いを持つすべての行為を指すものではなく、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうとされており、ある行為が右にいう「宗教的活動」に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない、とされている。

2 大嘗祭は、宗教上の儀式としての性格を有する見られることは、否定しえないが、大嘗祭は、皇位の繼承があったときは必ず挙行すべきものとされ、一世に一度の儀式として古来から行われてきた極めて重要な儀式であって、皇位の世襲制と結び付いた、即位に伴う儀式の一環をなすものとして皇室に伝承されてきたものであるから、いわば皇位とともに伝わるべき由緒ある儀式ともいえるのであり、皇位の世襲制をとる日本国憲法の下においては、その儀式の挙行について国としても関心を持ち、人的及び物的側面からその挙行を可能にする手立てを講ずるのが当然と考えられるところであり、その意味において、大嘗祭は、公的性格があるといえる。

3 大嘗祭は、皇室の行事として行われるものであって、国又は国の機関が行うものではなく、また、その挙行のために必要な費用は、このような大嘗祭の公的性格の面に着目して、宮廷費（一部は宮内庁費）から支出するものであるから、その支出の目的が宗教的意義を持たず、特定宗教への助長、介入等の効果を有する行為を行うことになるとは到底いえない。したがって、国が大嘗祭のための費用を公金から支出しても、憲法第20条又は第89条のいずれにも抵触するものではない。

分類 作成日: 96/08/13

大分類	中分類	小分類
憲法 国民の権利及び義務	20条	その他

問番号: 06 三石問1

件名: 大嘗祭が宗教上の儀式としての性格を有するならば、国費を使うことはできないのではないか。

答弁: 平成2年5月24日（第118回国会）
院: 参議院 内閣委員会 答弁有り

質問者: 三石久江 党派: 社

答弁者: 工藤敦夫 内閣法制局長官

答弁作成者: 内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄録先:

国會議事録抄録先: 3号7頁



国会用資料（実問）

内 容 平2・5・24（木）参・内閣委 三石久江君（社）対・法制局長官

問2 大嘗祭が公的性格を有するとはどういう意味か。

答

大嘗祭は、皇位の継承があったときは必ず挙行すべきものとされ、一世に一度の儀式として古来から行われてきた極めて重要な儀式であって、皇位の世襲制と結び付いた、即位に伴う儀式の一環をなすものとして皇室に伝承されてきたものであるから、いわば皇位とともに伝わるべき由緒ある儀式ともいえるのであり、皇位の世襲制をとる日本国憲法の下においては、その儀式の挙行について国としても関心を持ち、人的及び物的側面からその挙行を可能にする手立てを講ずるのが当然と考えられるところであり、その意味において、大嘗祭は、公的性格があるといえる。

分類 作成日:96/08/13

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	2条	

問番号: 07 三石問2

件 名: 大嘗祭が公的性格を有するとはどういう意味か。

答 弁: 平成2年5月24日（第118回国会）
院: 参議院 内閣委員会 答弁有り

質問者: 三石久江 党派: 社

答弁者: 工藤敦夫 内閣法制局長官

答弁作成者: 内閣法制局第一部

備 考:

国会答弁抄採録先:

国會議事録採録先: 3号8頁



国会用資料（実問）

内 容 平2・5・24（木）参・内閣委 角田義一君（社）対・法制局長官

問2 大嘗祭は、なぜ公的性格があると言えるのか。

答

大嘗祭は、皇位の継承があったときは必ず挙行すべきものとされ、一世に一度の儀式として古来から行われてきた極めて重要な儀式であって、皇位の世襲と結びついた、即位に伴う儀式の一環をなすものとして皇室に伝承されてきたものであるから、いわば皇位とともに伝わるべき由緒ある儀式ともいえるのであり、皇位の世襲制をとる日本国憲法の下においては、その儀式の挙行について国として関心を持ち、人的及び物的側面からその挙行を可能にする手立てを講ずることは当然と考えられるところであり、その意味において、大嘗祭は、公的性格があるといえる。

分類 作成日:96/08/13

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	2条	

問番号：03 角田問2

件 名： 大嘗祭は、なぜ公的性格があると言えるのか。

答弁：平成2年5月24日（第118回国会）
院：参議院 内閣委員会 答弁有り

質問者：角田義一 党派：社

答弁者：工藤敦夫 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄録先：

国會議事録抄録先：3号3頁



国会用資料（実問）

内 容 平2・5・24（木）参・内閣委 吉岡吉典君（共）対・第一部長

問3 大嘗祭に公的性格があるとして大嘗祭のために必要な費用を公金から支出することは、問題ではないか。

答

大嘗祭は、皇位の継承があったときは必ず挙行すべきものとされ、一世に一度の儀式として古来から行われてきた極めて重要な儀式であって、皇位の世襲と結びついた、即位に伴う儀式の一環をなすものとして皇室に伝承されてきたものであるから、いわば皇位とともに伝わるべき由緒ある儀式ともいえるのであり、皇位の世襲制をとる日本国憲法の下においては、その儀式の挙行について国として関心を持ち、人的及び物的側面からその挙行を可能にする手立てを講ずることは当然と考えられるところであり、その意味において、大嘗祭は、公的性格があるといえる。したがって、大嘗祭のために必要な費用を公金である宮廷費から支出することができる。

分類 作成日:96/08/13

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	2条	

問番号：10 吉岡問3

件 名： 大嘗祭に公的性格があるとして大嘗祭のために必要な費用を公金から支出することは、問題ではないか。

答 弁：平成2年5月24日（第118回国会）
院：参議院 内閣委員会 答弁無し

質問者：吉岡吉典 党派：共

答弁者：大森政輔 内閣法制局第一部長

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄採録先：

国會議事録採録先：



国会用資料（実問）

内容 平2・10・9（火）参・決算委 三治重信君（民）対・第一部長

問 �即位の礼及び大嘗祭に必要な経費を国費から支出しても、憲法第20条及び第89条に抵触しないと思うが如何。

答

1 即位の礼は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重して行われるものであるから、その費用を国費から支出することは、憲法上問題がない。

2 大嘗祭は、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるから、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられる。この意味において大嘗祭は、公的性がある。

大嘗祭は、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができないが、大嘗祭は、あくまでも皇室の行事として行われるものであり、しかも、その挙行のために必要な費用は、大嘗祭の公的性という面に着目して、宮廷費から支出するものであるから、国がそのような財政的な面でかかわりを持つても、その支出の目的が宗教的意義を持たず、また、特定宗教への助長、援助等の効果を有する行為を行うことになるとは到底いえない。

したがって、国が大嘗祭のための費用を支出しても、憲法第20条又は第89条のいずれにも抵触するものではない。

分類 作成日:96/08/15

大分類	中分類	小分類
憲法 国民の権利及び義務	20条	その他

問番号: 01 三治問

件名: 即位の礼及び大嘗祭に必要な経費を国費から支出しても、憲法第20条及び第89条に抵触しないと思うが如何。

答弁: 平成2年10月9日（第118回国会）閉会中
院: 参議院 決算委員会 答弁無し

質問者: 三治重信 党派: 民社

答弁者: 大森政輔 内閣法制局第一部長

答弁作成者: 内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄録先:

国會議事録抄録先:



国会用資料（実問）

内 容 問 今上陛下が御即位された際にも国会で議論されているが、「即位礼正殿の儀」や「大嘗祭」に関して、憲法20条3項との関係はどのようにになっているのか。

（答）

1 平成の御代替わりに伴い行われた式典は、その在り方等について慎重な検討がなされたところ、お尋ねの「即位礼正殿の儀」については、天皇陛下が御即位を公に宣言されるとともに、その御即位を内外の代表がことばぐ儀式であり、この儀式の内容には宗教上の儀式としての性格を有するものは見られないことから、御指摘の憲法第20条第3項が禁止する宗教的活動には当たらないと整理され、国事行為として行われたところである。

2 他方、「大嘗祭」については、その中核が、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穣などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穣などを祈念される儀式であり、その趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定できず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であることから、国事行為として行うことには困難であるものの、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位繼承儀式であり、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手立てを講ずることは当然と考えられることから、大嘗祭は、公的性格があるといえ、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することは、憲法第89条及び第20条第3項のいずれにも反するものではないと整理されたところである。

（3）その上で、「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について」（平成30年4月3日閣議決定）において、「平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべき」との考え方に基づき準備を進めることとされたところである。）



301130衆・内閣 西田君 対一部長(セット).jtd

分類

作成日:2018/11/30

大分類	中分類	小分類

問番号: 001 西田君対第一部長問

件 名: 問 今上陛下が御即位された際にも国会で議論されているが、「即位礼正殿の儀」や「大嘗祭」に関して、憲法20条3項との関係はどのようにになっているのか。

答 弁: 平成 30年11月30日 (第197回国会)
院 : 衆議院 内閣委員会 答弁有り

質問者: 西田昭二 党派: 自民

答弁者: 岩尾 内閣法制局第一部長

答弁作成者: 内閣法制局第一部

備 考:

国会答弁抄録先:

国會議事録抄録先:

対第一部長

平成30年11月30日（金） 衆・内閣委 西田昭二君（自民）

問 今上陛下が御即位された際にも国会で議論されているが、「即位礼正殿の儀」や「大嘗祭」に関して、憲法20条3項との関係はどのようにになっているのか。

（答）

- 1 平成の御代替わりに伴い行われた式典は、その在り方等について慎重な検討がなされたところ、お尋ねの「即位礼正殿の儀」については、天皇陛下が御即位を公に宣言されるとともに、その御即位を内外の代表がことほぐ儀式であり、この儀式の内容には宗教上の儀式としての性格を有するものは見られないことから、御指摘の憲法第20条第3項が禁止する宗教的活動には当たらないと整理され、国事行為として行われたところである。
- 2 他方、「大嘗祭」については、その中核が、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穣などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穣などを祈念される儀式であり、その趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定できず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることはなじまない性格の儀式であることから、国事行為として行うことは困難であるものの、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であり、皇位の世襲制をとる我が国の

憲法の下においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手立てを講ずることは当然と考えられることから、大嘗祭は、公的性質があるといえ、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することは、憲法第89条及び第20条第3項のいずれにも反するものではないと整理されたところである。

(3 その上で、「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について」（平成30年4月3日閣議決定）において、「平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべき」との考え方に基づき準備を進めることとされたところである。）

【参考】

◎日本国憲法

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

◎皇室経済法

第三条 予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費とする。

第五条 宮廷費は、内廷諸費以外の宮廷諸費に充てるものとし、宮内庁で、これを経理する。

◎国会答弁等

(衆・内閣委・平2・4・17・大森政府委員)

○大森政府委員 即位礼正殿の儀がどのように意義づけられておるかということに絡む問題でございますが、本年1月19日に閣議了解されました即位の礼の挙行に関する大綱におきましては、天皇陛下が御即位を公に宣言されるとともに、その御即位を内外の代表がことほぐ儀式である、このように意義づけられております。そして、この儀式の内容には宗教上の儀式としての性格を有するものは見られませんので、ただいま御指摘の憲法20条3項が禁止する宗教的活動には当たらないことは明らかであり、何ら問題はないというふうに考えております。

(衆・内閣委・平2・4・19・大森政府委員答弁)

○大森政府委員 このたび行われようとしております大嘗祭、これは準備委員会の検討結果で詳しく書かれておりますように、皇室の行事として行われるということでございます。それには公的性質があるという結論に達しているわけでございますが、若干その理由をもう1度詳しく申し上げます。

先ほど宮内庁次長から答弁いたしましたように、大嘗祭と申しますのは、収穫儀礼に根差したものであり、伝統的皇位継承儀礼という性質を持つのでございます。その中核と申しますのは、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穣を感謝されるとともに、国家国民のために安寧と五穀豊穣などを祈念される儀式であるというふうに意義づけられております。したがって、この趣旨、形式等からいたしまして、宗教上の儀式としての性格を有することは否定することができない。また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることになじまない性質の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難である。このように書いているわけでございます。

したがいまして、国事行為として行わない、皇室の行事として行うというわけでございますが、先ほど申し上げましたいわゆる第3分類に当たる行為の中にも、純然たる私的な性質を持つ行為と公的性質ないし色彩を有する行為と、これは小分類でございますが、2つの性質を有するものがあるのだということでございまして、この大嘗祭につきましては、皇位が世襲であることに伴う一世一度の重要な伝統的皇位継承儀式である、したがいまして、皇位の世襲制をとる我が憲法のもとにおきましては、その儀式について国としても深い関心を持ち、人的、物的な側面からその挙行を可能にする手立てを講することは当然であるというふうに考えられるわけであります。このような意味において、公的な性質があるという結論に達した次第でございます。

◎皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について（平成30年4月3日閣議決定案）

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位が、国民の祝福の中でつつがなく行われるよう、関連する国の儀式等の準備を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を下記のとおり定める。

記

第1 各式典の挙行に係る基本的な考え方について

各式典の挙行については、次の基本的な考え方に基づき、準備を進めることとする。

- 1 各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすること
- 2 平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること

第2～第5（略）

○「即位の礼」・大嘗祭の挙行等について（平成元年12月21日閣議口頭了解）

第2 大嘗祭について

1 意義

大嘗祭は、稻作農業を中心とした我が国社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、みずからお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穣などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穣などを祈念される儀式である。それは、皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。

2 儀式の位置付け及びその費用

大嘗祭は、前記のとおり、収穫儀礼に根ざしたものであり、伝統的皇位継承儀式という性格を持つものであるが、その中核は、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穣などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穣などを祈念される儀式であり、この趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難であると考える。

次に、大嘗祭を皇室の行事として行う場合、大嘗祭は、前記のとおり、皇位が世襲であることに伴う、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるから、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について

国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手立てを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は、公的性質があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当であると考える



国会用資料（その他）

内 容 平2・4・13（金）衆・予算委 東中光雄君（共）内閣法制局作成→内閣参事官室・
宮内庁

問3 「即位礼正殿の儀」及び大嘗祭の挙行は憲法上問題があるのではないか。

答

1 即位礼正殿の儀は、天皇陛下が御即位を公に宣言されるとともに、その御即位を内外の代表がことほぐ儀式であり、国民主権の原理には反せず、もとより憲法が禁止する宗教的活動にも当たらない。

憲法上問題なし。

2 大嘗祭は、皇室の行事として行われるもの。

大嘗祭は、皇位が世襲であることに伴う、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式と思料。

皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式の挙行について国としても深い関心を持ち、その挙行を人的、物的な側面から可能にする手立てを講ずることは当然であり、憲法上問題なし。

分類 作成日:96/08/12

大分類	中分類	小分類
憲法 国民の権利及び義務	20条	その他

問番号: 01 東中問3

件 名: 「即位礼正殿の儀」及び大嘗祭の挙行は憲法上問題があるのではないか。

答弁: 平成2年4月13日（第118回国会）
院: 衆議院 予算委員会 答弁有り

質問者: 東中光雄 党派: 共

答弁者: 海部俊樹 内閣総理大臣

答弁作成者: 内閣法制局第一部 堀籠幸男 参事官

備考:

国会答弁抄録先:

国会議事録抄録先: 10号32頁



国会用資料（その他）

内 容 平2・6・22（金）即位の礼及び大嘗祭に関する質疑応答 内閣法制局作成

問C-2 儀式は、憲法からどの程度の制約を受けるのか。

答

1 「即位の礼」は、国事行為たる儀式（天皇が主宰する國の儀式）として行われるから、政教分離の原則及び国民主権主義の原則に反してはならないとの制約を受ける。

2 大嘗祭は、國の儀式ではなく皇室の行事として行われるものであり、國がその内容に関与するものではなく、國が宗教的活動を行ったと見られない限度で、人的・物的側面から皇室に協力することが許される。

分類 作成日:96/08/12

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	7条	その他

問番号：01 問C-2

件 名： 儀式は、憲法からどの程度の制約を受けるのか。

答 弁：平成 2年6月22日（第118回国会）
院：

質問者： 党派：

答弁者：石原信雄 内閣官房副長官

答弁作成者：内閣法制局第一部 堀籠幸男 参事官

備 考：

国会答弁抄採録先：

国會議事録採録先：



国会用資料（想定）

内 容 平元・2・17（金）衆・予算委 永末英一君（民）対・法制局長官

問4 大嘗祭の費用を国費から支出することは可能か。

答

大嘗祭の在り方については、總理が、然るべき時期に委員会を設けて慎重に検討したい旨答弁されているところであり、その費用の支出についても、大嘗祭の在り方と密接不可分の関係にあるので、併せて慎重に検討されるべきものと考える。

分類 作成日:96/09/09

大分類	中分類	小分類
憲法 財政	89条	

問番号：04 永末問4

件 名： 大嘗祭の費用を国費から支出することは可能か。

答 弁：平成1年2月17日（第114回国会）
院：衆議院 予算 答弁有り

質問者：永末英一 党派：民社

答弁者：味村治 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄採録先：

国會議事録採録先：3号20頁



国会用資料（想定）

内 容 平元・2・17（金）衆・予算委 永末英一君（民）対・法制局長官

更問 大喪の礼と対比される大喪儀の費用は国費から支出されるのに、即位の礼と対比される大嘗祭の費用はなぜ国費から支出することができないのか。

答

ただいま申し上げたように、大嘗祭の費用の支出は、その在り方と密接不可分の関係にあるので、その在り方の検討を待つことといたしたい。

分類 作成日:96/09/09

大分類	中分類	小分類
憲法 財政	89条	

問番号：05 永末問4更問

件 名： 大喪の礼と対比される大喪儀の費用は国費から支出されるのに、即位の礼と対比される大嘗祭の費用はなぜ国費から支出することができないのか。

答 弁：平成1年2月17日（第114回国会）
院：衆議院 予算 答弁有り

質問者：永末英一 党派：民社

答弁者：味村治 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄採録先：

国會議事録採録先：3号20頁



国会用資料（想定）

内 容 平元・2・18 衆・予算委 不破哲三君（共）対・法制局長官

問11 真田元内閣法制局長官は、「大嘗祭は国の儀式として行うことは許されない」と答弁しているのであるから、大嘗祭を国事行為として行うことはできないのではないか。

答

1 真田元内閣法制局長官は、「大嘗祭につきましては、これはもう少しせんさくしてみなければわかりませんが、従来の大嘗祭の中身をみますと、どうも神式でおやりになつてゐるようなので、それは憲法第20条第3項の規定がございますので、そういう神式のもとにおいて國が大嘗祭という儀式を行うことは許されないというふうに考えております。」と答弁しているが、これは、なお検討の必要があることを認めた上での答弁であつて、同長官の確定的な意見であるとは思われない。

2 大嘗祭の在り方については、今後、然るべき時期に委員会を設け、そこで慎重に検討すべきものとされており、その検討の結果を待つこととしたい。

分類 作成日:96/09/09

大分類	中分類	小分類
憲法 国民の権利及び義務	20条	その他

問番号：13 不破問11

件 名： 真田元内閣法制局長官は、「大嘗祭は国の儀式として行うことは許されない」と答弁しているのであるから、大嘗祭を国事行為として行うことはできないのではないか。

答 弁：平成1年2月18日（第114回国会）
院：衆議院 予算 答弁無し

質問者：不破哲三 党派：共

答弁者：味村治 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄録先：

国會議事録抄録先：



国会用資料（想定）

内 容 平元・11・2（木）衆・決算委 東中光雄君（共）対・法制局長官

問1 大嘗祭は神道による宗教上の儀式であるから、これを国事行為として行うことは許されないと考えるが、どうか。

答

御質問の点は、大嘗祭が皇室典範第24条にいう「即位の礼」に含まれるかどうかということであり、この点は、大嘗祭の方式、意義等がどのようなものであると考えるかにかかる問題であり、現在、「即位の礼準備委員会」において慎重に検討中であり、その検討の結果を待つこととしたい。

分類 作成日:96/09/10

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	皇室典範・皇室経済法	

問番号：01 東中問1

件 名： 大嘗祭は神道による宗教上の儀式であるから、これを国事行為として行うことは許されないと考えるが、どうか。

答 弁：平成11年11月2日（第116回国会）
院：衆議院 決算 答弁無し

質問者：東中光雄 党派：共

答弁者：工藤敦夫 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄録先：

国會議事録抄録先：



国会用資料（想定）

内 容 平元・11・2（木）衆・決算委 東中光雄君（共）対・法制局長官

問2 大嘗祭を国事行為として行うことが許されるかどうかの判断基準は何か。

答

大嘗祭を国事行為として行うことが許されるか否かについては、憲法の政教分離の原則との関係が問題であり、この点は、津地鎮祭に関する最高裁判所大法廷の判決の趣旨に照らして、慎重に判断すべき問題であると考える。

分類 作成日:96/09/10

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	7条	その他

問番号：02 東中問2

件 名： 大嘗祭を国事行為として行うことが許されるかどうかの判断基準は何か。

答 弁：平成11年11月2日（第116回国会）
院：衆議院 決算 答弁無し

質問者：東中光雄 党派：共

答弁者：工藤敦夫 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄録先：

国會議事録抄録先：



国会用資料（想定）

内 容 平元・11・2（木）衆・決算委 東中光雄君（共）対・法制局長官

問3 大嘗祭は、旧憲法下における旧皇室令に基づく儀式であり、これを皇室の伝統だとして新憲法下で行うのは、問題ではないか。

答

1 大嘗祭は、既に官内庁次長が答弁しているように、皇室に長く伝わる極めて重要な伝統的儀式であると承知しているが、その方式、意義等については、現在「即位の礼準備委員会」において、慎重に検討中であり、その検討の結果を待つこととしたい。

2 なお、旧皇室令に定められていたということだけで、皇室に伝わる儀式を行うことが、およそ新憲法下で許されなくなるというものではないと考える。

分類 作成日:96/09/10

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	皇室典範・皇室経済法	

問番号：03 東中問3

件 名： 大嘗祭は、旧憲法下における旧皇室令に基づく儀式であり、これを皇室の伝統だとして新憲法下で行うのは、問題ではないか。

答 弁：平成11年11月2日（第116回国会）
院：衆議院 決算 答弁無し

質問者：東中光雄 党派：共

答弁者：工藤敦夫 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄録先：

国會議事録抄録先：



国会用資料（想定）

内 容 平元・11・2（木）衆・決算委 東中光雄君（共）対・法制局長官

問4 真田元長官は、「大嘗祭の儀式の中身を見ますと、どうも神式でおやりになつてゐるようなので、・・・國が大嘗祭という儀式を行うことは許されない」と答弁しているのであるから、大嘗祭を國事行為として行うことができないのは明らかではないか。

答

御指摘の真田元法制局長官の答弁は、「大嘗祭につきましては、これはもう少しせんざくしてみなければわかりませんが」という留保が付いたものであり、大嘗祭の方式、意義等については、更に検討を必要とすると考えており、現在、「即位の礼準備委員会」においてこの点についても慎重に検討中であり、その検討の結果を待つこととした。

分類 作成日:96/09/10

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	7条	その他

問番号：05 東中問4

件 名： 真田元長官は、「大嘗祭の儀式の中身を見ますと、どうも神式でおやりになつてゐるようなので、・・・國が大嘗祭という儀式を行うことは許されない」と答弁しているのであるから、大嘗祭を國事行為として行うことができないのは明らかではないか。

答 弁：平成11年11月2日（第116回国会）
院：衆議院 決算 答弁無し

質問者：東中光雄 党派：共

答弁者：工藤敦夫 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄採録先：

国會議事録採録先：



国会用資料（想定）

内 容 平元・11・2（木）衆・決算委 東中光雄君（共）対・法制局長官

問5 いずれにしても大嘗祭の挙行に必要な費用を公金から支出することは、許されないと考えるが、どうか。

答

大嘗祭のために必要な費用をどのような形で支出するかの点は、大嘗祭の方式、意義等がどのようなものであると考えるかにかかる問題であり、この点についても、現在、「即位の礼準備委員会」において慎重に検討中であり、その検討の結果を待つことしたい。

分類 作成日:96/09/10

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	皇室典範・皇室経済法	

問番号：06 東中問5

件名： いずれにしても大嘗祭の挙行に必要な費用を公金から支出することは、許されないと考えるが、どうか。

答弁：平成11年11月2日（第116回国会）
院：衆議院 決算 答弁無し

質問者：東中光雄 党派：共

答弁者：工藤敦夫 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備考：

国会答弁抄録先：

国會議事録抄録先：



国会用資料（想定）

内 容 平7・3・22 大阪高裁即位の礼判決（平7・3・9）関係想定

問1 大阪高裁判決についてどう受けとめているか。

答

1 「即位の礼、大嘗祭国費支出差止等請求事件」に係る大阪高裁判決（平7・3・9）は、控訴棄却、国側の勝訴となった。

2 判決の中では、即位礼正殿の儀及び大嘗祭と政教分離規定との関係が論じられているが、判決は、政教分離規定に違反すると断定しているわけではなく、政府としては、即位礼正殿の儀の国事行為としての挙行及び大嘗祭の費用の宮廷費からの支出については、慎重な検討の上決定したものであり、政教分離規定に違反するとは考えていない。

分類 作成日:96/09/26

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	2条	

問番号：01 大阪高裁即位礼問1

件 名： 大阪高裁判決についてどう受けとめているか。

答 弁：平成 7年3月22日（第132回国会）
院：

質問者： 党派：

答弁者：大出峻郎 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：



国会用資料（想定）

内 容 平7・3・22 大阪高裁即位の礼判決（平7・3・9）関係想定

問2 大阪高裁判決は、即位礼正殿の儀及び大嘗祭と政教分離規定との関係について、どのように判示しているのか。

答

1 御指摘の大坂高裁判決においては、即位礼正殿の儀及び大嘗祭と政教分離規定との関係について、大要次のように判示している。

2 大嘗祭について、

大嘗祭が神道儀式としての性格を有することは明白であり、これを公的な皇室行事として宮廷費をもって執行したことは、いわゆる目的効果基準に照らしても、少なくとも国家神道に対する助長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかとの疑義は一概には否定できない。

3 即位礼正殿の儀について

即位礼正殿の儀は、旧登極令及び同附式よりも、宗教的な要素を薄めてなされたが、なお、神道儀式である大嘗祭諸儀式、行事と関連づけて行われたこと、天孫降臨の神話を具象化したものといわれる高御座や剣、璽を使用したこと等、宗教的な要素を払拭しておらず、大嘗祭と同様の趣旨で政教分離規定に違反するのではないかとの疑いを一概に否定できない。

分類 作成日:96/09/26

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	2条	

問番号：02 大阪高裁即位礼問2

件 名： 大阪高裁判決は、即位礼正殿の儀及び大嘗祭と政教分離規定との関係について、どのように判示しているのか。

答 弁：平成 7年3月22日（第132回国会）
院：

質問者： 党派：

答弁者：大出峻郎 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄録先：

国會議事録抄録先：



国会用資料（想定）

内 容 平7・3・22 大阪高裁即位の礼判決（平7・3・9）関係想定

問4 大嘗祭の費用を宮廷費から支出するのは、政教分離規定に違反するのではないか。

答

1 宮廷費は、天皇及び皇族の公的行為に伴い必要な費用はもちろん、公的行為に当たるとまでは言えないが、その行為の性格からして、公的性格又は公的色彩があると認められる行為に伴い必要な費用も含むものと解される。

2 大嘗祭は、皇位の繼承があったときは必ず挙行されるところの一世に一度の儀式として古来から行われてきた極めて重要な儀式であって、皇位の世襲制と結びついた、即位に伴う儀式の一環をなすものとして皇室に伝承されてきたものであるから、いわば皇位とともに伝わるべき由緒ある儀式とも言えるのであり、皇位の世襲制をとる日本国憲法の下においては、その儀式の挙行について国としても関心を持ち、人的及び物的側面からその挙行を可能にする手立てを講ずることは当然と考えられるところであり、その意味において、大嘗祭は、公的性格があると言える。

3 大嘗祭は、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができないが、大嘗祭は、あくまでも皇室の行事として行われるものであり、しかも、その挙行のために必要な費用は、大嘗祭の公的性格という面に着目して、宮廷費から支出するものであるから、国がそのような財政的な面でかかわりを持つても、その支出の目的が宗教的意義を持たず、また、特定宗教への助長、援助等の効果を有する行為を行うことになるとは到底言えない。

したがって、国が大嘗祭のための費用を支出しても、憲法第20条又は第89条のいずれにも抵触するものではない。

分類 作成日:96/09/26

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	2条	

問番号：04 大阪高裁即位礼問4

件 名： 大嘗祭の費用を宮廷費から支出するのは、政教分離規定に違反するのではないか。

答 弁： 平成 7年3月22日 （第132回国会）
院：

質問者： 党派：

答弁者： 大出峻郎 内閣法制局長官

答弁作成者： 内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄採録先：

国會議事録採録先：



国会用資料（想定）

内 容 平7・3・22 大阪高裁即位の礼判決（平7・3・9）関係想定

問6 「即位礼正殿の儀」は、神道儀式である大嘗祭諸儀式、行事と関連づけて行われたものであり、政教分離規定に違反するのではないか。

答

即位礼正殿の儀は、大嘗祭とはその行為の性格、趣旨、日時等を異にする別個のものであって、宗教上の儀式としての性格を有するものではなく、これを国事行為として挙行しても憲法第20条第3項に抵触するものではない。

分類 作成日:96/09/26

大分類	中分類	小分類
憲法 天皇	2条	

問番号：06 大阪高裁即位礼問6

件 名： 「即位礼正殿の儀」は、神道儀式である大嘗祭諸儀式、行事と関連づけて行われたものであり、政教分離規定に違反するのではないか。

答 弁：平成 7年3月22日（第132回国会）
院：

質問者： 党派：

答弁者：大出峻郎 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄録先：

国會議事録抄録先：